

会計年度任用職員(専門職)【スクールカウンセラー】 募集案内

令和8年3月10日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

| 採用区分 | | 勤務態様 | 採用予定数 | 勤務場所 |
|-------------------|----------------|--------------------------------|-------|--------|
| 会計年度任用職員 (専門職) | スクールカ ウンセラー | 1日7時間45分・ 年96日勤務 (週2日程度) | 5名 | 区立小中学校 |

(2) 職務内容

スクールカウンセラー

区内の児童・生徒及びその保護者、教員、関係者からの相談を受け、カウンセリングなど専門的な教育相談支援業務を行う。

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※応募日より、5月1日からの任用になる場合あり

※条件付採用期間(試用期間) 1か月

※制度が継続した場合は、公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。)

(4) 応募資格

① 以下の要件に該当する方

公認心理師または臨床心理士(臨床心理学系の資格を含みます)の資格を有し、教育相談の仕事に意欲のある者、経験のある者

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

▶地方公務員法第16条の各号(以下参照)のいずれかに該当する者

- 1 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

▶学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項の各号(以下参照)のいずれかに該当する者

- 1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- 2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- 3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

○また、杉並区において他部署・他職種の会計年度任用職員に任用される方は、重複しての任用はできませんのでご注意ください。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、資格者証の写しを添えて次により申し込んでください。(相談経験者はその内容を詳細に記載してください)

| 申込方法 | 申 込 期 限 | 送付先・申込場所 |
|-------------------|---|---|
| 郵 送 または 持 参 | <u>令和8年3月23日(月)午後5時まで</u> <u>(必着)</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで) | 〒168-0068 東京都杉並区永福4-25-4 杉並区立済美教育センター 教育相談室 |
| インター ネット | <u>令和8年3月23日(月)午後5時まで</u> <u>(必着)</u> | 下記のURL・二次元コードから申込  https://logoform.jp/form/Y4gR/1486280 |

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員(専門職)【スクールカウンセラー】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 選考方法

(1) 第一次選考(書類選考)

| | | |
|------|--|---|
| 方 法 | 書類選考 | 所定の申込書により書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。 |
| 合格発表 | 合格に関わらず、応募書類受付後3日程度を目安に結果通知を発送します。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。 | |

(2) 第二次選考(面接)

| | | |
|------------------|---|------------------------------|
| 方 法 | 面 接 | 職務執行に必要な基礎的知識等について個別面接を行います。 |
| 選 考 日 及 び選考会場 | ○随時 ※詳細は、第一次選考合格通知書でお知らせします。 ○杉並区立済美教育センター教育相談室 (杉並区永福4-25-4) 交通機関：井の頭線西永福駅下車徒歩10分または永福町駅下車徒歩12分 | |
| 合格発表 | 合格に関わらず、第二次選考(面接)後、結果通知を発送します。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。 | |

(3) 採用説明会(採用手続き)

| | |
|-------|---|
| 日時・場所 | 随時 ※会場及び日時、必要書類(提出書類等)は、内定通知書でお知らせします。 |
|-------|---|

【4】 報酬・手当

日額 21,835円（令和8年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

【5】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、年度内96日（1週2日程度）の勤務です。
- ◇ 担当する区立学校は2校です。原則1週の勤務2日程度を1日ずつそれぞれの学校に勤務していただきます。
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務（休憩時間は別途60分）です。ただし、配属先の学校により勤務時間が変わります。
- ◇ 年次有給休暇が勤務日数に応じて付与されます。
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【6】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【7】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【8】 その他

選考試験を辞退する場合は、問合せ先まで必ず連絡してください。

選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

【9】 申込み・問合せ先

杉並区立済美教育センター教育相談係

〒168-0064

東京都杉並区永福4-25-4

杉並区立済美教育センター教育相談室

TEL：03-6379-5491

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>